

地球温暖化対策報告書（その1）

1 事業者の氏名等

事業者の氏名 (法人にあっては名称 及び代表者の氏名)	江東区 江東区長 山崎 孝明
事業者番号	A 1 0 0 3

2 報告する事業所等の全体の状況（平成25年度）

条例第8条の23第1項 報告事業所数	52 事業所	原油換算エネルギー 使用量の合計	8,358 kl
条例第8条の23第2項 報告事業所数	0 事業所	原油換算エネルギー 使用量の合計	0 kl

3 地球温暖化対策のレベル

重点対策のレベル	1
----------	---

4 事業者としての取組

取組方針	<p>◆平成24年度より運用を開始した「江東区エネルギー管理規定(管理標準)」を平成25年度に改訂した。初年度は判断基準のうち「空調」「照明」「事務用機器等」の電気使用設備にかかわる3項目を対象として運用管理を始めたが、平成25年度は判断基準にて求められている8項目すべてに対応した。管理標準の内容の充実により、一層の省エネルギーを推進する。</p> <p>◆「チーム江東・環境配慮推進計画」に基づき、各課に環境配慮実務担当者を設置し、環境負荷の低減に取り組む。また、取り組みを円滑に進めるために、「環境推進スタッフ会議」を毎年開き、各種環境情報の共有を行い、省エネ推進体制を強化する。</p>			
組織体制の 整備の状況	重点対策		その他対策	
	対策番号	対策名	対策番号	対策名
	A101	地球温暖化対策の方針等の設定	A104	取組状況の点検体制の構築
	A102	温暖化対策推進担当の配置	A105	取組内容や点検体制の定期的改善
	A103	具体的な取組目標と内容の設定	A106	本社等による支店の支援
			A108	組織横断的な推進体制の整備
		A113	推進担当者の知識向上・内部還元	

5 特記事項

<p>◆平成26年度は、契約電力500kW以上の大口施設を中心に省エネ診断を受ける。診断結果をもとに、設備の運用改善を検討し、エネルギーの使用の合理化に努める。</p>
